

建築士会会員のための共済補償制度

新所得補償プラン

(所得補償特約・傷害補償(MS&AD型)特約・がん補償特約・疾病補償特約セット団体総合生活補償保険)

病気やケガで万が一働けなくなった時、所得を補償します!!

団体割引
15%

災害補償

最高**2,000万円**

交通事故やお仕事での事故などによるケガで死亡されたとき

所得補償

月額最高**50万円**

ケガや病気です仕事を休まれたとき

災害入院

ケガで入院された場合
1日あたり**5千円**
ケガの手術を受けた場合
入院中に受けた手術：
傷害入院保険金日額の**10倍**
入院中以外に受けた手術：
傷害入院保険金日額の**5倍**
をお支払いします。

基本コース



自由に選べる オプションコース

1.がん補償

がん診断保険金

一時金として
100万円

※上皮内新生物は20万円

がん入院保険金

1日あたり
5千円

がん手術保険金

入院中に受けた手術：がん入院保険金日額の**10倍**
入院中以外に受けた手術：がん入院保険金日額の**5倍**
をお支払いします。

2.疾病補償

疾病入院保険金

1日あたり
5千円

疾病手術保険金

入院中に受けた手術：疾病入院保険金日額の**10倍**
入院中以外に受けた手術：疾病入院保険金日額の**5倍**
をお支払いします。

1.がん補償と、2.疾病補償を2つ合わせて選択することも可能です。

建築士会の新所得補償プランの特長

- 1 団体割引**15%**適用で一般加入よりもお得です。
- 2 お手続きは簡単。医師の診査はありません。継続後の所得補償保険金額を増額されるなど、補償内容を拡大しない場合は、新たな告知は不要でご継続いただけます。
- 3 1年間の長期補償で長期療養も安心です。病気やケガで働けなくなった際に1事故あたりのお支払対象期間として8日目から、最長1年間(てん補期間)は所得を補償します。
- 4 がん補償・疾病補償もオプションで選択できます。所得補償は満69才までの継続となりますが、がん補償・疾病補償は満79才までご契約をご継続することが出来ます。

公益社団法人日本建築士会連合会

この保険は公益社団法人日本建築士会連合会を保険契約者とし、各建築士会の会員を加入者とする団体総合生活補償保険団体契約です。

■お申込み・お問合わせ

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20(建築会館5階)
公社)日本建築士会連合会事務局内新所得補償制度係
TEL.03-3456-3273 FAX.03-3456-2067
又は、所属される各都道府県の建築士会事務局

取扱代理店 株式会社エイアイシー
〒102-0083
東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル2階
TEL.03-6272-6206

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
広域法人開発部 営業第一課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル
TEL.03-6734-9608